○議長（中村　昭人議員）　会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、北原輝隆議員に発言を許します。

○議員（北原　輝隆議員）　失礼いたします。一般質問通告に基づき、南海トラフ巨大地震時における庁舎機能と停電対策について、大きく３つの項目について質問いたします。

本町は、日向灘沿岸に位置し、将来高い確率で発生が懸念されている南海トラフ巨大地震の影響を強く受ける地域であります。巨大地震発生後、本庁舎は災害対策本部となり、情報収集、被害把握、消防・警察・自衛隊との連携、避難指示の発令など、町の指揮機能を担う中枢となります。また、ＤＸ推進が行われている昨今、業務遂行には電子機器の活用が必須となる状況にあります。

そこで町長にお尋ねします。現在の庁舎は、災害時でもその機能を十分に果たせる体制となっているのか伺います。

以下順次、質問席から質問いたします。

○町長（宮崎　吉敏君）　北原議員の質問にお答えいたします。

本庁舎は、災害対策本部の設置、職員の参集、情報収集・発信の拠点として極めて重要な役割を担っております。本庁では、耐震性能の確保に加え、非常用電源や通信設備の整備、災害時優先業務の整理などを進めており、災害発生時においても庁舎機能を維持できる体制の構築に努めております。

今後も、想定を超える災害に備え、継続的な点検と改善を図ってまいります。

以上です。

○議員（北原　輝隆議員）　町長の説明、ありがとうございます。継続的な点検と改善を図っていただけるということで、ありがとうございます。

それでは、まず１つ目の質問に入らせていただきます。本庁舎の非常用発電設備についてです。

大規模災害では、外部からの本格的な応援が到達するまで、最低72時間、約３日間を要すると言われております。そこで本庁舎の非常用発電設備は、72時間以上連続稼働可能な燃料備蓄量を確保しているのでしょうか。可能であれば７日間を想定した備蓄になっているのか伺います。

○財政課長（川崎　紀朗君）　質問にお答えいたします。

本庁舎の非常用発電設備に対する燃料容量は、軽油タンク950リッターであり、22時間稼働可能な状況となっています。定期的に燃料を確認し、保有率を高く維持するように努めていますが、７日間を想定した備蓄にはなっておりません。

以上です。

○議員（北原　輝隆議員）　22時間稼働可能とのことですけれども、約３日間もたせる

ためには足りない。ということは、燃料供給が必要になってくるということになると思います。

燃料優先供給協定というのがございますけども、こちらのほうは提携済みなのでしょうか。また、契約内容については実効性のあるものとなっているのでしょうか。伺います。

○総務課長（米田　政彦君）　ただいまの御質問にお答えします。

まずは県の例ですけども、宮崎県と宮崎県石油商業組合が協定を締結しておりまして、有事の際は災害拠点病院や官公庁施設など、優先供給施設に供給される計画となっています。

本町においては、町独自に宮崎県石油商業組合児湯支部川南ブロック会と災害時における石油類燃料の供給に関する協定を締結し、迅速な対応が図れるよう努めています。

以上です。

○議員（北原　輝隆議員）　燃料備蓄には限りがあります。効率的な運用を行うことが必要と考えます。全館を稼働させる設計ではなく、対策本部機能ですとか通信、サーバー室などの優先回路を明確に分けておられるのか。また、負荷計算は実施済みなのか伺います。

○財政課長（川崎　紀朗君）　本庁舎の電源については、エリアごとに優先回路を設けており、非常用発電機とつながっています。負荷計算については、非常用発電機を設置した際には行っていますが、設備等の更新とかがあったりしますので、随時の見直しというのはちょっと実施をしていない状況でございます。

以上です。

○議員（北原　輝隆議員）　できれば負荷計算とかを実施していただけるとまた安心できるのではないかと思いますので、御検討お願いしたいと思います。

また、稼働時に過負荷による電源ダウンとかが起こらないということを願うだけと言ってはあれなんですけれども、そうあってほしいなと思う限りです。よろしくお願いしたいと思います。

続いて２つ目の質問、自動起動と二重化の確実性についてに移らせていただきます。

災害直後は職員自身も被災します。出勤不可能な職員の方も多く出てくるのではないかと予想されますけれども、商用電源が停止した際、自動で起動するＡＴＳ、いわゆる自動切替え装置は整備されているのでしょうか。また定期的な実負荷試験、こういうものは実施しているのでしょうか。お伺いします。

○財政課長（川崎　紀朗君）　本庁舎につきましては、常設の非常用発電機が自動で起動することとなっています。また、その発電機の実負荷試験、いわゆる実際に電気を止めて実際立ち上げてやる試験なんですけれども、実負荷試験は年１回、通常でありますと秋ぐらいに実施をしております。

以上です。

○議員（北原　輝隆議員）　ありがとうございます。

○議長（中村　昭人議員）　発言許可をお願いいたします。

○議員（北原　輝隆議員）　失礼しました。自動で起動するとのことですけども、起動失敗ということもあり得ます。その際のバックアップ電源とかは整備されているのでしょうか。伺います。

○財政課長（川崎　紀朗君）　バックアップ電源につきましては、コスト等の問題もあり、現在整備をしておりません。ただし、非常用発電機につきましては、実負荷試験とは別に毎月点検を実施しております。万が一、始動用バッテリーなど電気系統の不備や劣化について点検業者から指摘があった場合は、早急に対応することで不測の事態に備えています。交換とか修理とかを随時行っている状況です。

以上です。

○議員（北原　輝隆議員）　急速に対応するということで、不測の事態に備えるという御説明でしたので、ぜひまた継続的に行っていただければと思います。

続きまして、単一障害点をつくらない設計として発電機の複数台数設置はあるのでしょうか。１台ですといろいろ不備があるので複数台設置ということでございます。また、分散設置ですとか複数台体制の検討というものは、町で行われているのでしょうか。伺います。

○財政課長（川崎　紀朗君）　本庁舎につきましては現在、非常用発電機は１台のみの設置となっています。まだ複数台の体制の検討は行っておりません。複数台設置につきましては、危機管理上として必要性は感じているところではございますが、その際の維持管理コストの上昇と比較して、どの程度の災害規模を想定して、その際どのくらいの役場機能を維持させるのか、そのあたりも防災担当課と協議検討を行い、計画を立てていく必要があると考えております。

以上です。

○議員（北原　輝隆議員）　ありがとうございます。不測の事態に備えて対処を考えていただいているようで、そういうところはすごく感謝したいと思います。

ただ、電気が止まるということは、指揮系統及び通常業務が滞る。つまり機能が停止するということにつながるかと考えます。もしものときの備えを再度御検討いただき、想定内にとどめていただけるような配慮をいただければと思います。よろしくお願いしたいと思います。

３つ目の質問に入ります。停電長期化への備えについてです。

南海トラフ巨大地震では、停電が１週間以上続く可能性が考えられます。停電に伴う断水への庁舎や保健福祉センター等への対策の現状を伺います。

○財政課長（川崎　紀朗君）　水道施設とか水道管がまず被害を受けていない状態、条

件というか、建物が壊れてしまってもどうにもならないので、それが大丈夫だという前提で申し上げますと、まず庁舎と福祉センター、そちらについては、まず地上階に受水槽がありまして、そこから屋上にある貯水タンクに水をポンプアップで送水して、そこから自然圧で建物全体に水を流していくという造りになっているんですけれども、福祉センターのほうは非常用発電機とつながっていますので、もし停電があった場合はそれが起動してポンプアップできるという形になっているんですけれども、庁舎においては、非常用電源とつながっていないという状態なので、実際にはポンプアップできないという状況になっています。こちらについては早急な改善が必要かなと考えておりますので、対応を考えたいと思っております。

　あと保健センターと農村センター、こちらについては、水道管から直でつながれていますので、ポンプアップ施設とかそういったのはないという状況になっております。

　以上です。

○議員（北原　輝隆議員）　福祉センターのほうは何とかオーケーと。庁舎のほうがちょっと非常電源とつながっていないということですので、今後また検討したいということでしたので、先ほども述べましたように、庁舎は災害時には非常に中心となる場所でございますので、職員の方が快適に業務等をこなせる、そして災害対応にもできるというような形で電源供給ということをちょっと考えて、ポンプが稼働するように工夫をいただければと思います。

　続いてです。停電が長期化した場合にトイレなどの環境悪化が懸念されますけれども、簡易トイレの備蓄と職員の方々が継続して災害対応に当たれる環境というのは確保されているのでしょうか。伺います。

○財政課長（川崎　紀朗君）　ちょっと総務課長が答弁する前に、私の発言で先ほどの訂正箇所があるので訂正をさせていただきたいと思います。

　福祉センターのほうが受水槽から上のタンクに上げると言ったんですけれども、じゃなくて、受水槽からポンプアップで直接タンクにためるのではなく、１階・２階にポンプで圧をかけますという形なので、そこがちょっと違っておりました。訂正いたします。

○総務課長（米田　政彦君）　ただいまの御質問にお答えします。

　停電時には、空調や給排水設備の使用が制限される場合があるため、職員の健康管理や執務環境の確保は重要な課題であると認識しております。

　本町では、簡易トイレを含め、飲料水や非常食の備蓄を行っており、必要に応じて交代制による勤務体制を取るなど職員の負担軽減に努めてまいります。

　以上です。

○議員（北原　輝隆議員）　簡易トイレを含めていろいろ備蓄を行っていただいて、職員の方々の負担軽減には配慮していただいているということですので、また継続して、さらに準備ができるところとかをまた検討していただいて進めていただければと思っ

ております。

　続きまして、防災行政無線が川南町では各家庭のほうに入っているかと思いますけれども、こちらですとか衛星電話、非常時に県と連絡を取ったりとかいうことがあると思いますけども、これらのものについての非常電源稼働時間というのは何時間ほどを想定しておられるのか伺います。

○総務課長（米田　政彦君）　ただいまの御質問にお答えします。

　防災行政無線ですけれども、各御家庭の個別受信機のことではなく本庁舎にある分という理解でよろしいかと思うんですが、防災行政無線については72時間、３日間、衛星電話については22時間を見込んでおりますが、非常用電源と接続をしておりますので、その時間が３日間とか22時間が経過した後も、引き続きその電源を利用して、バッテリーも含めて使用可能な状況になっております。

　以上です。

○議員（北原　輝隆議員）　ありがとうございます。それぞれ稼働時間が限られてきますけれども、先ほど言いました燃料供給等により非常用発電が働けば何とか稼働時間の延長は可能なのかなというふうに考えます。

　県や周辺市町村との連絡、それから各自治公民館や消防団、町民の皆さんへの連絡等に活用してくれる機器になるかと思います。これだけに限らず発災時に活用できる機器の点検及び電源の確保等については、さらに検討してまた準備を進めていただければと考えます。

　最後になりますけれども、庁舎の電源は便利設備ではないというふうに考えます。それは自治体の指揮権そのものを守る大切な、そして重要な装置になるかと考えます。日向灘沿岸に位置する川南町としては、最悪の事態を前提としたもろもろの備えがきちんと整っているのかなという、町民の皆さんにとりましてもとても気になるところであると考えます。

　そこで最後に、庁舎機能の維持やそれから非常用電源の確保等もろもろを含めまして、今後どのように町は進めていくお考えなのか、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○町長（宮崎　吉敏君）　北原議員の質問にお答えいたします。

　大規模災害時における庁舎機能の維持は、町民の生命と生活を守る上で極めて重要であります。今後は、非常用電源の強化、再生可能エネルギーや蓄電池の活用、ＩＣＴを活用した分散型の業務体制の構築などについて検討を進め、より強靱な災害対応体制の整備に取り組んでまいります。

　以上です。

○議員（北原　輝隆議員）　今町長のほうから答弁いただきましたけれども、強靱な災害対応ということで町が動いてくださるということですので、いつ大地震が起きるか分

からない現状ですので、確実に進めていただければと思っております。

以上で、南海トラフ巨大地震における庁舎機能と停電対策についての質問を終わりたいと思います。

続きまして、南海トラフ巨大地震発生時における教育委員会の対応について、質問を進めたいと思います。

先ほど述べましたように、本町は日向灘に面しており、南海トラフ巨大地震の影響を強く受けた場合、震度６、あるいはそれ以上の激しい揺れと津波の発生につきましては、児童生徒の生命に直結する重大事態であると考えます。とりわけ学校は、子供たちの命を預かる場であると同時に、災害時には地域の避難所ともなる重要施設であります。

そこで、大きな項目で５つ。１つ目が、初動対応体制について。２つ目が、児童生徒の安全確保について。３つ目、保護者への引渡し体制について。４つ目、学校施設の安全対策について。最後５つ目ですが、避難所機能との両立についてという５項目について質問を進めていきたいと考えます。

まず初めに、初動対応体制についてです。

巨大地震発生直後、教育委員会の参集体制及び指揮命令系統はどのように定められているのか伺います。

○教育長（平野　博康君）　北原議員の御質問にお答えいたします。

巨大地震が発生した場合の参集体制につきましては、町の非常配備体制に基づき、教育委員会におきましても職員が登庁し、対応をすることになります。

指揮命令系統につきましても、基本的には対策本部長である町長の指揮の下、教育課で情報収集や対応を進めていくことになります。

また、町内の各小中学校では、防火・防災責任者である校長や教頭の指揮の下、児童生徒の安全確保や避難を行うことになります。

○議員（北原　輝隆議員）　平日については、今おっしゃられたような形になるかと思いますけれども、夜間ですとか休日、長期休業中に発災した場合の連絡体制は実効性あるものとなっているのか伺います。

○教育長（平野　博康君）　夜間や休日等の連絡体制につきましても、町の非常配備体制に基づいて教育委員会へもメールにて連絡が来ることになります。

教育委員会と各学校の校長・教頭との連絡につきましては、電話が通じない場合でもＴｅａｍｓやＬＩＮＥ等のＳＮＳを活用して連絡を取ったり、情報を共有したりできるようにしているところでございます。

○議員（北原　輝隆議員）　夜間休日等についても情報共有できるような形を取っているということでございますけれども、町の災害対策本部との情報共有等についてはどんなふうに行われるのか伺いたいと思います。

○教育長（平野　博康君）　教育委員会が所管しております施設における人的・物的被

災状況や、小中学校における児童生徒及び施設等の被災状況につきましては、情報を収集し、災害対策本部と情報の共有を行うこととしております。

〇議員（北原　輝隆議員）　ありがとうございます。巨大地震が起きないことが一番なのですけれども、これから30年以内に南海トラフ巨大地震が発生する確率というのが60から90％以上と言われています。先日のニュースの中でもそういう報道がなされておりました。いつ起きてもおかしくない地震ですので、これまで発生した巨大地震等の教訓を踏まえ、川南町及び教育委員会としても不断の備えをお願いしたいというふうに考えております。

続きまして、児童生徒の安全確保についてです。

児童生徒につきましては、平日ですけれども一日の約３分の１は学校で生活していると考えられます。在校時に巨大地震が発生した場合の避難判断基準について伺いたいと思います。

〇教育長（平野　博康君）　学校において児童生徒が在学しているときに巨大地震が発生した場合は、まずは身の安全を確保する行動の指示を出したり、教室のドアを開け、避難口を確保したりいたします。その後、地震の揺れの状況を見ながら、防火・防災責任者である校長や教頭の判断で避難所である運動場へ避難させ、人員確認や安全確認をいたします。

本町の場合は、最も標高の低いところでも東小学校の49メートルでありまして、小中学校いずれも標高の高いところに位置しておりますので、学校以外の場所への避難は想定しておりません。

避難の判断基準ということでありますが、明確なものは定めておりません。避難をする場合は、基本的にそのときの状況に応じた、校長や教頭の判断に基づいて行われます。

以上でございます。

〇議員（北原　輝隆議員）　判断基準については、現場の校長先生、教頭先生方の判断に基づくということですので、非常に責任が重いものであるなと思っているところでございます。

学校にいる間ですと先生方がいらっしゃいますので、何とか対応できるのかなと。大人の指示ということになりますけれども。登下校中に発災した場合についてですけれども、こういう場合の行動指針については、児童生徒及び保護者へは十分周知されているのでしょうか。現状をお伺いいたします。

〇教育長（平野　博康君）　登下校中に地震等が発生した場合の行動指針についてでありますが、川南町立小中学校危機管理マニュアルの中では、登下校中に地震が発生した場合の児童生徒の指導内容として、建物、ブロック塀などが近くにあるときには素早く離れ、かばん等で頭を守るなど、最も安全な場所を判断し避難する能力を身につけさせること。揺れが収まったら学校か家のどちらか近いほうへ移動すること。その際、家庭

へ戻る場合はあらかじめ家族で話し合った避難場所へ行くこと。海岸付近の場合は高台への素早い行動が重要であることを明記しているところです。

児童生徒に対しましては、避難訓練を実施する際などに学年に応じた指導を行っておりますけれども、保護者への周知につきましては十分ではないと思っております。学校だけではなく各家庭でも子供に対して指導していただくことが大切であると考えますので、保護者へも周知するよう働きかけていきたいと思っております。

併せて、登下校中は地域の見守り隊の方々も子供たちを見守っていただいておりますので、学校運営協議会等を通じて地域の方々にも働きかけていきたいと思っております。

〇議員（北原　輝隆議員）　子供たちについては、各学校に危機管理マニュアルというのがあるということで、ただその周知についてですけれども、なかなか日々の学習指導等で時間の確保が難しいのではないかと思います。ただ、生命に関わることですので、時間確保ということをできるだけ御検討、御配慮いただければと思います。

併せて、保護者への通知もさることながら、各家庭でやはりいざというときはこんなふうに活動するんだよという約束事というのを話し合ってもらえるような、そういう投げかけといいますか、そういうものもお願いできればと思います。

また、小中学校では川南のふるさと学習として町内を巡回したりします。学校外活動ということになりますけれども、こういう場合、発災、地震に遭遇した、地震に遭ってしまったというときの対応等も考えていかなければならないのではないかと思いますので、また今後この点につきましても御検討いただければというふうに考えております。

続きまして、保護者への引渡し体制についてです。

学校で被災した場合は、保護者へ連絡を入れ、現状報告と児童生徒の迎え等を依頼することになると思います。しかし大規模災害時には通信障害が発生することが想定されます。そこで保護者への連絡手段は多重化されているのでしょうか。

また、通信が途絶した場合の代替措置はどのようになっているのでしょうか。お伺いいたします。

〇教育長（平野　博康君）　保護者との連絡手段につきましては、各学校で独自に連絡方法を決めておりますが、どの学校も共通して、安全・安心メール、マチコミメール等のＳＮＳを活用して一斉配信する体制を取っております。

また、年度初めに緊急時の保護者の連絡先を確認しておりますので、場合によっては個別に連絡を取ることも考えられます。

通信手段が途絶え、保護者と連絡が取れない状況になった場合は、児童生徒を学校で預かることになります。

以上です。

〇議員（北原　輝隆議員）　ありがとうございます。ただいま保護者との連絡が取れない、または保護者が迎えに来られない場合について御説明がありました。その場合は学

校で保護しなくちゃいけないということが出てくると思うんですけれども、学校においての保護体制はどのように確保されているのかお伺いいたします。

〇教育長（平野　博康君）　児童生徒の引渡しにおいて、保護者との連絡が取れない場合や保護者が何らかの理由で迎えに来ることができない場合は、基本的に学校で預かることになります。保護者への引渡しが完了するまでは、学級担任や養護教諭等を含めた教職員で児童生徒を保護することになります。

以上です。

〇議員（北原　輝隆議員）　今の御説明を伺いますと、保護者への引渡し等が完了するまでにつきましては先生方が面倒を見ていただけると。非常に御苦労をおかけすることになります。御自分の御家族の心配もある中で大変御苦労をおかけすることと思いますけれども、現場の先生方におきましては子供たちのためにお力添えをお願いしたいというふうに考えるところでございます。

続きまして、学校施設の安全対策について伺います。

町内の小中学校の校舎につきましては、建設から年数がたちまして、また耐震構造面での改修が必要となり、これまで校舎等の耐震化工事が実施されていると思います。そこで、校舎の耐震化率及び非構造部材の落下防止対策の現状をお伺いいたします。

〇教育課長（三好　益夫君）　北原議員の御質問にお答えいたします。

町立小中学校の校舎等の学校施設の耐震化率は100％となっております。

非構造部材の落下防止対策につきましては、現状まだ調査が行われておらず、状況の把握ができていない状況にあります。

非構造部材耐震化調査を令和８年度に実施する予定にしており、対策につきましても今後検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〇議員（北原　輝隆議員）　非構造部材耐震化調査を令和８年度に実施するというお話でしたけれども、体育館の天井ですとか照明設備など、過去の震災で被害が報告されている箇所を含め、現状安全対策は万全なのでしょうか。再点検の実施状況等も含めてお伺いします。

〇教育課長（三好　益夫君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

体育館等につきましても、先ほど答弁申し上げたように、耐震化されておる状況であります。

ただし、非構造部材の落下防止対策については、校舎と同様でまだ調査を行っていない状況ではあるんですけど、体育館の照明につきましてはもうＬＥＤ化されております。この際に照明につきましては落下防止対策という対策が取られておる状況にあります。ほかの部分についてはまだ調査を行っておりませんので、対応が取れていないような状況になっております。

以上です。

○議員（北原　輝隆議員）　ありがとうございます。御説明をお聞きしますと、非構造部材の落下防止対策等が課題というふうに見受けられましたので、各小中学校では日々、児童生徒の学習活動が行われております。一日も早い課題解決が図られることを望みたいと思います。

最後に、避難所機能との両立について御質問いたします。

巨大地震の発生により学校が避難所となった場合、教育活動再開までの工程はどのように計画されているのか伺います。

○教育長（平野　博康君）　学校施設を避難施設として使用することにつきましては、災害対策本部で決定されると思われますので、災害対策本部の主導で開設されるものと理解しております。

流れとしましては、震災発生後、地域の避難場所への避難が開始されます。その後、帰宅可能者は帰宅いたしますが、帰宅困難者も発生いたします。その場合、その方々を避難施設へ誘導し、避難生活を送っていただくことになると思われます。仮設住宅等の準備が整い、仮設住宅等での生活が開始された時点で避難施設が閉鎖となり、平常時への体制へ移行されます。被災や避難の状況によりましては、避難施設としての学校の体育館以外にも、冷暖房を完備しております教室の開放もあり得ると思います。大規模災害が発生した場合は、学校の児童生徒も地域の住民であり、被災者でありますので、人命優先で対応する必要があると思います。

以上です。

○議員（北原　輝隆議員）　ありがとうございます。人命優先での対応ということですので、ぜひそこを推し進めていただければと思います。

その上で、備蓄品の整備状況ですとか、教職員の役割分担ですとか、避難所運営との切り分け、そういうものについて明確になっているのか、また実効性ある計画となっているのか伺います。

○教育長（平野　博康君）　備蓄品につきましては、危機管理対策室のほうで、学校施設を避難施設として学校の空き教室を利用した備蓄品の配備が行われておりますが、先ほど申し上げた、保護者に引渡しができない児童生徒を学校で保護する場合など、学校独自の災害用の備蓄品も配備しておく必要はないか検討していきたいと考えております。

教職員との役割分担につきましては、教職員の役割は、児童生徒の安全を確保し、保護者に譲り渡した時点で終了すると考えておりますので、学校における避難施設の運営等については、教育委員会を含めた町の職員で対応することになると考えております。

○議員（北原　輝隆議員）　大地震が起きるといろいろな機能が停止してしまう。学校も同じように子供たちの学びの場が、奪われてしまうという表現はおかしいんでしょう

けども、支障を来すということが出てきます。
今、教育長のほうでお話がありましたけれども、学校に備蓄品が置かれているということなんですけれども、この備蓄品について、発災時は学校で保護された子供たちへの配付については現状ちょっと難しいのではないかというようなお話で、教育長が説明されたように、学校独自の備蓄品についてはぜひ検討を進めていただきたいというふうに考えております。子供たちが安心して親を待てる、そういう場をつくり上げるということも大事かなというふうに考えております。
最後に、南海トラフ巨大地震はいつ発生してもおかしくないとされております。命を守るため、想定外ではなく想定内に収めることが重要と考えます。これは町も同じです。それから教育委員会も同じだと思います。
また、子供たちの命を守るためには、また町民の命を守るためにも、計画があることではなくて機能するかということが求められているというふうに考えております。つまりマニュアルがあるだけではなく、役場の職員の方や先生方が熟知されているのか、実行可能なのかということが問われているというふうに考えます。
特に学校では学習指導ですとか生活指導等、多忙な日々を送っておられる先生方に心から感謝を申し上げたいと思います。その忙しい活動の中で共通理解を行い、共通実践をどう担保するのか。今後どのように防災体制を強化していくのか。教育現場では、教育長を中心に教育委員会から学校現場への手厚い支援等が行われていくことを期待したいというふうに考えます。子供たちのため、川南の未来のためにいろいろな備えを進めていただければというふうに考える限りです。
以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。